

# 練馬区指導検査報告書

【令和元年度（2019年度）】

令和2年（2020年）6月

練馬区

## ～ はじめに ～

地域主権改革に伴う社会福祉法の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から、練馬区内のみで事業所を構える社会福祉法人の所轄庁が変更となり、練馬区でも社会福祉法人の認可や指導監査を行うことになりました。

社会福祉法人は、社会福祉法に基づき、「社会福祉事業を行うことを目的として」設立された公益的な法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としての役割が期待されています。

現在、福祉ニーズの多様化・複雑化などに伴い社会福祉制度が大きく変わり、社会福祉法人だけでなく、NPO 法人や民間企業など様々な事業者が福祉サービスを提供しています。

指導監査・検査は、社会福祉法人、福祉サービスを提供する事業者等を対象として、適正な法人・施設運営と社会福祉事業の健全な経営の確保等を図ることを目的として実施するもので、地域における社会福祉サービスの水準の向上を目標として行っています。

本報告書は、令和元年度における「社会福祉法人の指導監査」、「障害福祉サービス等の指導検査」および「保育サービスの指導検査」の実施結果をまとめたものです。広く区民の皆様にもご覧いただき、社会福祉法人および社会福祉施設等の運営状況を知っていただくとともに、事業者の皆様においても、今後の適正な法人・施設運営に向けての参考資料としてご活用いただければ幸いです。

練馬区福祉部指導検査担当課

## 目次

第 1	指導検査とは	1
1	社会福祉法人の指導監査	1
2	障害福祉サービスの指導検査	1
3	保育サービスの指導検査	2
4	指導検査の流れ	4
5	法人指導監査と施設・サービス指導検査	5
6	指導検査担当課(令和2年4月1日新設)の係別業務内容	5
第 2	令和元年度指導検査の概要と結果	6
1	社会福祉法人の指導監査	6
2	障害福祉サービスの指導検査	24
3	保育サービスの指導検査	36
第 3	資料編	46
○	練馬区社会福祉法人指導監査実施要領	46
○	平成31年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施計画	50
○	練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱	53
○	平成31年度 練馬区障害福祉サービス事業者等指導実施方針・実施計画	57
○	練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱	60
○	練馬区保育所および特定地域型保育事業者指導検査実施要綱	63
○	平成31年度 練馬区保育サービス指導検査実施方針・実施計画	66
第 4	指導検査関連ホームページ	70
1	練馬区ホームページ	70
2	東京都福祉保健局ホームページ	70
3	とうきょう福祉ナビゲーション	70

# 第 1 指導検査とは

## 1 社会福祉法人の指導監査

### (1) 指導監査の目的

社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき、法人運営や事業経営について監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とします。

### (2) 指導監査の種類

目的や実施方法等により、以下の 2 つに分類されます。

#### ア 一般監査

法人の所在地において定期的に行う、一般的な監査  
(原則として 3 年に 1 回実施)

#### イ 特別監査

運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時行う監査

区が定期的に行っているのは、一般監査であり、本報告書内の「指導監査とは、「特別監査」と表記しない限り、「一般監査」のことを指します。

### (3) 指導監査の対象 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区が所轄する社会福祉法人 26 法人

## 2 障害福祉サービスの指導検査

### (1) 指導検査の目的

制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護および利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供ならびに質の向上を図ることに主眼を置いて実施します。

障害福祉サービス等の指導検査に関する根拠法令等  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第 10 条第 1 項【障害福祉サービス、相

談支援】

児童福祉法第 57 条の 3 の 2 第 1 項【障害児通所支援、障害児相談支援】

練馬区地域生活支援事業実施要綱第 114 条【移動支援事業者】

(2) 指導検査の種類

実施方法等により、以下の 3 つに分類されます。

ア 実地指導

事業所の所在地において、関係書類の閲覧、関係者からの面談等の方法により実施（原則として 3 年に 1 回実施）

イ 集団指導

自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で説明する。

ウ 監査

法令等の違反、著しく適性を欠いた運営を疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合に実施

(3) 指導検査の対象（平成 31 年 4 月 1 日現在）

障害福祉サービス等の指導検査 382 サービス

ア 区が所轄する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス等（46）

イ 区が指定・登録する障害福祉サービス等

計画相談支援（33）、障害児相談支援（14）

基準該当サービス（10）

地域生活支援（移動支援・日中一時支援）（279）

上記以外は、東京都が指導検査を行います。

上記以外のサービスについて、従業者や区民から通報があった場合等は、区が指導検査に入ることがあります。

### 3 保育サービスの指導検査

(1) 指導検査の目的

練馬区特定教育・保育および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例のほか、

児童福祉法等の関係法令に照らし実施状況等について個別に明らかにし、必要に応じ助言および指導を行うことにより、保育所等の適正かつ円滑な運営およびサービスの質の確保ならびに利用者支援の向上を図り、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を確保することを目的とします。

保育サービスの指導検査に関する根拠法令等

○児童福祉法第 34 条の 17 第 1 項

○子ども・子育て支援法第 14 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 50 条第 1 項

## (2) 指導検査の種類

### ア 一般指導検査

施設の所在地において、関係書類の閲覧、関係者からの面談等の方法により実施

### イ 特別指導検査

法令等の違反、著しく適性を欠いた運営が疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合に実施

### ウ 集団指導

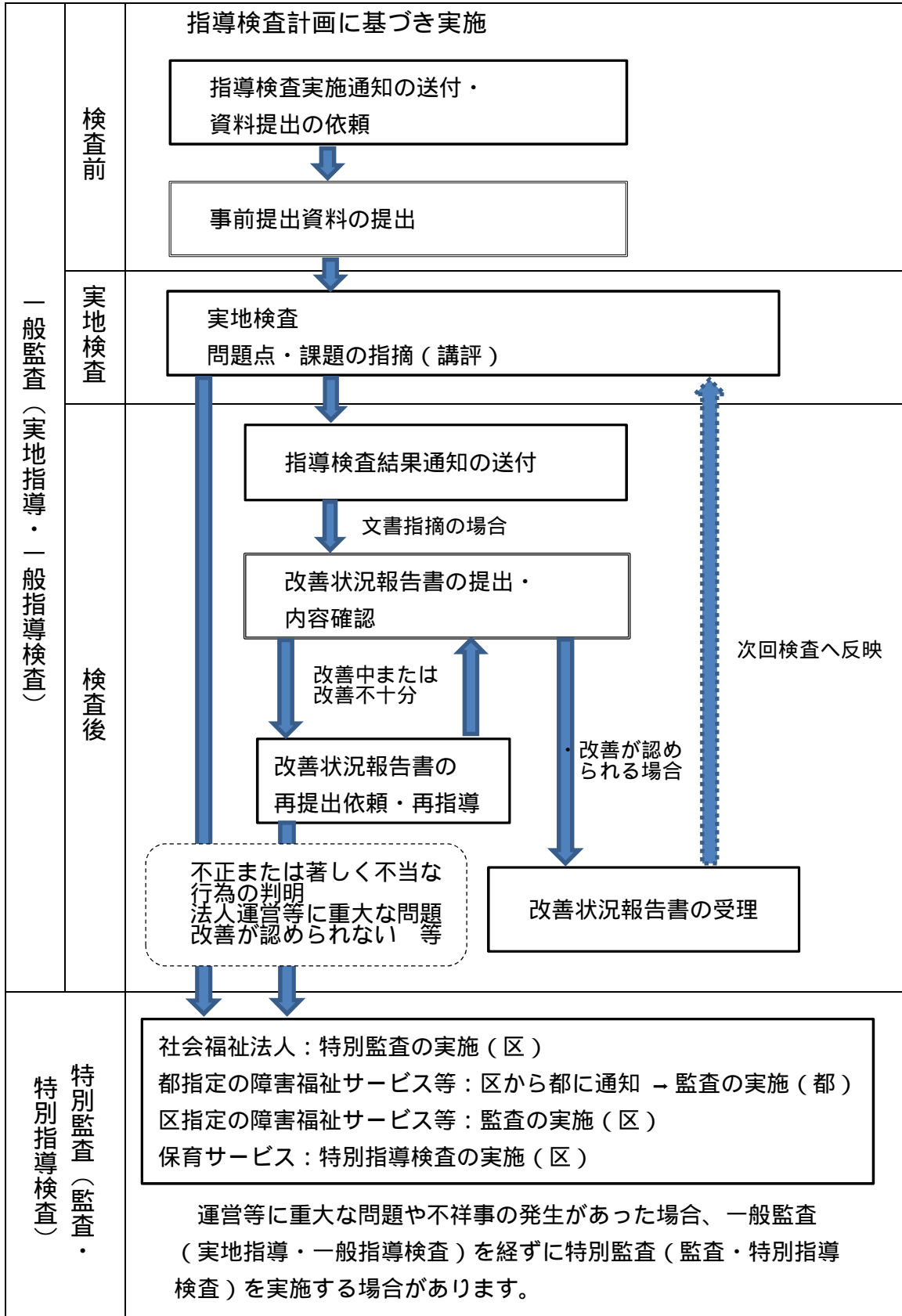
過去の指導検査における指導事例等について、講習等の方式で説明する。

## (3) 指導検査の対象（平成 31 年 4 月 1 日現在）

ア 特定教育・保育施設 105 施設

イ 特定地域型保育事業 113 施設

## 4 指導検査の流れ



## 5 法人指導監査と施設・サービス指導検査

練馬区が行う指導検査は、大きく分けて以下の2つがあります。

	実施主体	法的根拠	主な目的	主な監査・検査事項
(1)社会福祉法人の指導監査	練馬区	社会福祉法 第56条第1項	適正な法人運営 と円滑な事業経営の確保	定款、役員等、法人全体の予算・決算等の法人全体の運営に関わること。
(2)施設・サービス指導検査	東京都 練馬区	社会福祉法 介護保険法 老人福祉法 子ども・子育て支援法 児童福祉法 障害者総合支援法	施設の適正かつ 円滑な運営およびサービスの質の確保	措置費、介護給付費等の算定、使途や、利用者への処遇、支援の状況等のサービス内容に関すること。

この報告書の対象は、社会福祉法人の指導監査、障害福祉サービス等を対象とした検査および保育サービスを対象とした検査です。

なお、「社会福祉法人の指導監査」の実施主体は練馬区、「施設・サービス指導検査」の実施主体は東京都および練馬区となります。同一年度内に双方の検査（施設サービス指導検査は、法人本部に所在する施設の検査に限る）が予定されている場合は、可能なかぎり一体的（同日等）に検査を行うように努めています。

## 6 指導検査担当課（令和2年4月1日新設）の係別業務内容

係名	主な業務内容
社会福祉法人係	1 社会福祉法人の認可に関すること。 2 社会福祉法人の指導監査に関すること。 3 社会福祉法人等の会計に関すること。
障害福祉サービス検査係	1 障害福祉サービス事業者の指導検査に関すること。
保育サービス検査係	1 保育サービス事業者の指導検査に関すること。
介護サービス検査係 (令和2年4月1日新設)	1 地域密着型サービス事業者等の指導監督に関すること。 2 居宅介護支援事業者等の指導監督に関すること。 3 介護老人保健施設等の指導監査に関すること。 4 指定サービス事業者等の指導監査に関すること。 5 地域支援事業の第一号事業実施に係る指定事業者の指導監督に関すること。



## 第2 令和元年度指導検査の概要と結果

### 1 社会福祉法人の指導監査

#### (1) 平成31年度指導監査の実施方針・重点項目

平成31年度の指導監査の実施方針・重点項目は以下のとおりです。

平成31年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施計画（抜粋）

#### 1 (省略)

#### 2 実施方針

今日、後期高齢者の急増や少子化の進展、人口減少等を背景に、福祉ニーズはますます多様化・複雑化している。社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、このような福祉ニーズにきめ細かく対応し、地域社会に貢献していくことが求められている。

平成29年4月（一部28年4月）には、社会福祉法人に対する指導監督について、国の基準を明確化（ローカルルールのは正）し、指導監督の効率化を図るために、指導監査実施要綱の見直しやガイドラインの作成が行われた。

練馬区においても、平成30年4月に障害福祉サービス検査、31年4月に保育サービス検査が福祉部管理課へと段階的に組織集約され、福祉サービスの指導検査体制の充実・強化が図られている。

これらの動向を十分に踏まえ、社会福祉法人の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の確保に主眼を置いた法人指導監査を実施する。

#### 3 重点項目

##### (1) 一般監査

##### ア 法人運営

##### (ア) 定款

法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。

##### (イ) 評議員

a 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。

b 評議員となることができない者または適当ではない者が選任されていないか。

##### (ウ) 評議員会

決議が適正に行われているか。

##### (エ) 理事

理事となることができない者または適正ではない者が選任されていないか。

(オ) 監事

- a 監事となることができない者が選任されていないか。
- b 法令に定めるところにより業務を行っているか。

(カ) 理事会

- a 決議は法令および定款に定めるところにより行われているか。
- b 法令または定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。
- c 借入は、適正に行われているか。

(キ) 評議員および役員（理事、監事）の報酬等

- a 報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。
- b 報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。

イ 事業

- (ア) 「地域における公益的な取組」を実施しているか。
- (イ) 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。

ウ 管理

(ア) 資産

- a 基本財産の管理運用が適切になされているか。
- b 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。

(イ) 会計等

- a 経理規程が遵守されているか。
- b 予算の執行および資金等の管理に関する体制が整備されているか。
- c 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。
- d 賞与引当金を適正に計上しているか。

エ その他

- a 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。
- b 契約等が適正に行われているか。
- c 法令に定める情報の公開を行っているか。

(2) 特別監査

特別監査の重点項目は問題に応じその都度設定する。

4 (省略)

(2) 令和元年度指導監査実施数

**9 法人 (26 法人中)**

令和元年度は、前年度に練馬区の法人監査を受けていない法人、指導

監査にて状況を確認する必要がある法人および新規に設立された法人を監査対象としました。

なお、苦情が多く寄せられ、法人運営上重大な問題が生じたと認められる場合は、随時に特別監査を実施することとしています。

### (3) 令和元年度指導監査の実施結果まとめ

#### ア 指導監査の実施結果

練馬区が所轄する 26 法人のうち、9 法人に対して一般監査を行いました。特別監査を行うまでには至りませんでした。

なお、9 法人の指導監査のうち、介護・障害・保育の施設検査と一体的に実施したのは 6 法人でした。

また、1 回の社会福祉法人説明会を行いました。

#### (ア) 指導監査

年度	監査対象数 ( a )	一般監査実施数 ( b )	特別監査実施数 ( c )	監査実施率 ( b + c / a )
元年度	26 法人	9 法人	0 法人	35%
30 年度	25 法人	10 法人	0 法人	40%
29 年度	25 法人	9 法人	0 法人	36%
28 年度	23 法人	10 法人	0 法人	43%
27 年度	24 法人	17 法人	0 法人	71%
26 年度	25 法人	14 法人	0 法人	56%
25 年度	24 法人	16 法人	0 法人	67%

#### (イ) 社会福祉法人説明会 令和元年度より名称変更(旧：集団指導)

年度		テーマ	参加者数
元年度	1 日目	日々の事務手続について(運営および会計)等	40 名 (24 法人)
	2 日目	社会福祉法人のガバナンス・経営分析について等	39 名 (21 法人)
30 年度		・社会福祉法人の運営について ・社会福祉法人の会計経理について	38 名 (24 法人)
29 年度		・社会福祉法人の運営について ・社会福祉法人の会計について	37 名 (22 法人)
28 年度		・現況報告書等の記載方法について ・社会福祉法人制度改革に関する実務対応について	37 名 (22 法人)
27 年度		・本年度の指導検査について ・社会福祉法人の制度改革について	49 名 (23 法人)

	・社会福祉法人の社会貢献事業におけるネットワークづくりについて	
26年度	・社会福祉法人の運営について ・社会福祉法人の会計について	48名 (24法人)

#### イ 指摘種別

法令または通知等の違反が認められる場合は、原則として、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導しています。(文書指摘)

違反の程度が軽微な場合または文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導しています。(口頭指摘)

指導監査を実施した9法人のうち、文書指摘を行ったのは8法人でした。文書指摘を行った法人については、おおむね30日以内に改善の事実を客観的に証明する書類が添付された改善状況報告書の提出を求め、改善状況の確認を行っています。

また、必要と認める場合には、法人事務所等実地において確認を行っています。

年度	指導監査実施数	文書指摘		口頭指摘	
		指摘した法人数	指摘件数	指摘した法人数	指摘件数
元年度	9法人	8法人	55件	9法人	57件
30年度	10法人	9法人	37件	10法人	75件
29年度	9法人	8法人		9法人	
28年度	10法人	2法人		10法人	
27年度	17法人	5法人		17法人	
26年度	14法人	6法人		14法人	
25年度	16法人	4法人		16法人	

#### ウ 東京都同日検査

10法人の指導監査のうち、区単独で実施した監査が10法人で、東京都と同日検査を実施した法人はありませんでした。

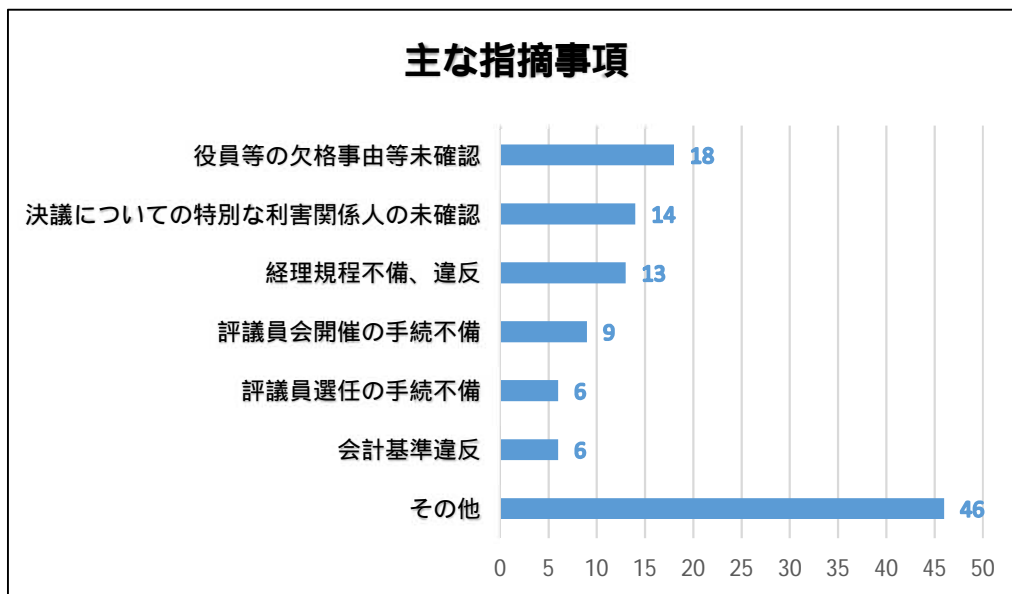
年度	指導監査実施数 (b)	区単独監査数 (d)	同日検査数 (e)	同日検査実施率 (e/b)
元年度	9法人	9法人	0法人	0%
30年度	10法人	10法人	0法人	0%
29年度	9法人	9法人	0法人	0%
28年度	10法人	8法人	2法人	20%
27年度	17法人	15法人	2法人	12%

26年度	14法人	11法人	3法人	21%
25年度	16法人	11法人	5法人	31%

(4) 指導監査での主な指摘事項

ア 主な指摘事項

指導監査後に指摘を行った9法人（文書指摘55件、口頭指摘57件）のうち、主な指摘事項はつぎのとおりです。



イ 指導監査での主な指摘事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

なお、番号および名称は指導監査ガイドラインに合わせています。

法人運営 1 定款		
監査事項	具体的事例	該当法人数
3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。	・備置きに際し、速やかに提供できる状態にない。 【法第34条の2第1項、第4項、第59条の2第1項第1号、規則第2条の5、第10条第1項、ガイドラインP4-1-3】	1
その他指導事項等	・定款細則に定めるところにより事務処理が行われていない。 【ガイドラインP3】	2

**【ポイント】**

○法人の高い公益性に照らし、その事業の運営の透明性を確保するため、計算書

類等と同様に、定款についても事務所への備置きおよび公表が法人に義務付けられています。

- 法人の業務執行は、社会福祉法関係法令、通知、定款および法人で定めた各種内部規程に基づき、理事会の決定を経て、理事長等により行われるものです。定款細則は法人運営の方法について、細かな事項を規定するものです。

法人運営 3 評議員・評議員会		
(1) 評議員の選任		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員選任・解任委員会運営細則に定めるところにより事務処理が行われていない。</li> <li>・評議員の選任決議において一人一人決議していることがわかるよう議事録に記載していない。</li> <li>・就任承諾書の内容に誤りがある。</li> <li>・履歴書に記入漏れがある。</li> </ul> 【法第39条、ガイドラインP6-3(1)1】	4
2 評議員となることができず、または適当ではない者が選任されていないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、確認していない。</li> <li>・欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる。</li> </ul> 【法第40条第1項、第2項、第4項、第5項、第61条第1項、審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(6)、ガイドラインP6-3(1)2】	7
(2) 評議員会の招集・運営		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 評議員会の招集が適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会の日時および場所等が理事会の決議により定められていない。</li> <li>・評議員会の日時および場所等が理事会の決議により定められたかについて、議事録に記載がない。</li> <li>・評議員会の招集通知を理事会の決議</li> </ul>	7

	<p>前に発送している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員の全員に期限までに評議員会の招集通知が発出されていない。</li> <li>・評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意が確認できない。</li> </ul> <p>【法第 45 条の 9 第 1 項、同条第 10 項により準用される一般法人法第 181 条および第 182 条、規則第 2 条の 12、ガイドライン P 9-3 (2) 1】</p>	
2 決議が適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない。</li> <li>・決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかについて、確認したことの記録がない。</li> <li>・評議員会の決議があったとみなされる場合に、不要である監事の同意書を徴している。</li> </ul> <p>【法第 45 条の 9 第 6 項から第 8 項まで、同条第 10 項により準用される一般法人法第 194 条第 1 項、第 195 条、ガイドライン P 10-3 (2) 2】</p>	7

### 【ポイント】

評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任します。そのため、法人は、定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行います。

評議員選任・解任委員会運営細則は評議員選任・解任委員会の運営の方法について、細かな事項を規定するものです。

法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従います。そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾することで、その時点から評議員となります。なお、評議員の役割の重要性を鑑みると、就任承諾は文書によって確認を行う必要があり、また、当該文書は法人において保存される必要があります。

法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各

評議員または各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行わなければなりません。

- 評議員会の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではないため、評議員にこのような者がいないか確認します。
- 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時および場所等を定め、理事が評議員会の一週間前(または定款で定めた期間)までに評議員に書面または電磁的方法により通知する方法で行わなければなりません。評議員全員の同意があれば、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができますが、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要です。
- 評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることはできないことから、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認・記録する必要があります。
- 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなされます。

法人運営 4 理事		
(2)選任および解任		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 理事は法令および定款に定める手続により選任または解任されているか。	・理事の選任決議において一人一人決議していることがわかるよう議事録に記載していない。 【法第43条第1項、第45条の4、ガイドライン P14-4(2)1】	1
(3)適格性		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 理事となることができない者または適切ではない者が選任されていないか。	・選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、確認していない。 ・欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる理事がいる。	3



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再任の場合に、再度履歴書を徴しておらず、最新のもので適格性を判断していない。</li> </ul> <p>【法第 44 条第 1 項により準用される法第 40 条第 1 項、第 44 条第 6 項、ガイドライン P 15- 4 (3) 1】</p>	
--	--	--

### 【ポイント】

理事の選任は評議員会の決議により行うため、評議員会の決議が適切になされているかについて確認します。

法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行わなければなりません。

理事会の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではありません。

法人運営 5 監事		
(2) 選任および解任		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 法令および定款に定める手続により選任または解任されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない。</li> </ul> <p>【法第 43 条第 1 項、同条第 3 項により準用される一般法人法第 72 条第 1 項、法第 45 条の 4 第 1 項、法第 45 条の 9 第 7 項第 1 号、ガイドライン P 19- 5 (2) 1】</p>	5
2 監事となることができな者が選任されていないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、確認していない。</li> <li>・再任の場合に、再度履歴書を徴しておらず、最新のもので適格性を判断していない。</li> </ul> <p>【法第 40 条第 2 項、第 44 条第 2 項、第 7 項、ガイドライン P 20- 5 (2) 2】</p>	4

(3)職務・義務		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 法令に定めるところにより業務を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査報告に必要な記載事項が記載されていない。</li> <li>・ 理事会に2回以上続けて欠席した監事がいる。</li> </ul> <p>【法第45条の18第1項、同条第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで、第45条の28第1項および第2項、規則第2条の26から第2条の28まで、第2条の31、第2条の34から第2条の37まで、ガイドラインP23-5(3)1】</p>	2

### 【ポイント】

理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得る必要があります。

監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、欠格事由が定められるとともに、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、理事または職員を兼ねることはできないこと、各理事と特殊の関係にある者が含まれていてはならないこと、また、複数の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれていてはならないことが定められています。さらに、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関りを持ってはならないものであり、評議員や理事と同様に暴力団員等の反社会的勢力者が監事になることはできません。

- 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければなりません。毎会計年度の計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならず、計算書類およびその附属明細書の監査と、事業報告およびその附属明細書の監査について、それぞれ監査報告の内容およびその作成等の手続に関する規定が法および規則に設けられています。
- 監事が理事会に出席し、必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものです。理事会においては、監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮が必要です。

法人運営 6 理事会		
(1) 審議状況		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 理事会は法令および定款の定めに従って開催されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事および監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。</li> </ul> 【法第 45 条の 14 第 1 項、同条第 9 項により準用される一般法人法第 94 条第 1 項、第 2 項、ガイドライン P25-6(1)1】	2
2 理事会の決議は、法令および定款に定めるところにより行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決議に特別の利害関係を有する理事がいるかを法人が確認していない。</li> <li>・ 決議に特別の利害関係を有する理事がいるかについて、確認したことの記録がない。</li> <li>・ 理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示および監事が異議を述べていないことを示す書面または電磁的記録がない。</li> </ul> 【法第 45 条の 14 第 4 項、第 5 項、ガイドライン P26-6(1)2】	6
4 法令または定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長等が、理事会において、3 か月に 1 回以上（定款に定めがある場合には毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上）職務執行に関する報告をしていない。</li> <li>・ 理事長等が、理事会において、3 か月に 1 回以上（定款に定めがある場合には毎会計年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上）職務執行に関する報告をしているかについて、議事録に記載がない。</li> </ul> 【法第 45 条の 16 第 3 項、ガイドライン P28-6(1)4】	2

(2)記録		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 法令で定めるところにより、議事録が作成され、保存されているか。	・議事録に議事録署名人の署名等がない。 【法第45条の14第6項、第7項、第45条の15第1項、ガイドラインP29-6(2)1】	1

### 【ポイント】

理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前(または定款で定めた期間)までに、各理事および各監事に対してその通知を發出しなければなりません。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、招集通知を發出せずに理事会を開催することができます。

- 理事会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する理事が加わることはできないことから、当該特別の利害関係を有する理事の存否については、その決議を行う前に、法人が各理事について確認・記録する必要があります。

定款に、理事会の議案について、理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することができる旨の定めがあるときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされます。この場合には、理事会の議決が省略されたことが理事会議事録の記載事項となり、理事の全員の意思表示を記す書面または電磁的記録は、決議があったとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません。また、当該議案について監事が異議を述べたときは、決議要件を満たさないため、監事からも事前に同意の書面を徴収することが望ましいです。

- 理事長および業務執行理事は、理事会において、3か月に1回以上、職務の執行状況についての報告を行います。なお、この報告の回数は定款で、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、と定めることもできます。
- 理事会の議事録には、定款に規定された議事録署名人の署名または記名押印が必要です。

法人運営 8 評議員、理事、監事および会計監査人の報酬		
(1) 報酬		
監査事項	具体的事例	該当法人数
2 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	・ 理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない。 【法第 45 条の 16 第 4 項により準用される一般法人法第 89 条、ガイドライン P35-8(1)2】	3
3 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	・ 監事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない。 【法第 45 条の 18 第 3 項により準用される一般法人法第 105 条第 1 項、第 2 項、ガイドライン P36-8(1)3】	3
(2) 報酬等支給基準		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 役員および評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。	・ 理事、監事および評議員の報酬等の支給基準について評議員会の承認を受けていない。 【法第 45 条の 35 第 1 項、第 2 項、規則第 2 条の 42、ガイドライン P37-8(2)1】	1

### 【ポイント】

理事および監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めることとなります。

- 理事、監事および評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等および従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければなりません。

事業 1 事業一般		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 定款に従って事業を実施しているか。	・定款に記載している事業を実施していない。 【法第31条第1項、ガイドライン P39-1-1】	1

### 【ポイント】

法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項であり、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要があるため、法人が新たな種類の事業を開始する場合や既存の種類の種類を廃止する場合には、定款を変更する必要があります。

管理 3 会計管理 (1) 会計の原則		
監査事項	具体的事例	該当法人数
その他指導事項等	・会計基準に則さない会計処理を行っている。 【会計省令、ガイドライン P54-3(1)】	1

### 【ポイント】

法人は、会計省令、運用上の取扱いおよび留意事項に従って会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類および財産目録を作成しなければなりません。また、会計基準において基準が示されていない場合には、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければなりません。なお、会計基準は法人が行う全ての事業に関する会計に適用されます。

管理 3 会計管理 (2) 規程・体制		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 経理規程を制定しているか。	・経理規程の内容が法令または通知に反する。 ・経理規程およびその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。 【留意事項1の(4)、ガイドライン P55-3(2)1】	8

2 予算の執行および資金等の管理に関する体制が整備されているか。	・管理運営体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない。 【留意事項1の(1)、(2)、ガイドライン P56-3(2)2】	2
----------------------------------	---	---

**【ポイント】**

- 法人は会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について、経理規程に定めます。
- 経理規程は、法令等および定款に定めるもののほか、法人が会計処理を行うために必要な事項について定めるものです。また、経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められます。
- 法人における予算の執行および資金等の管理に関しては、あらかじめ会計責任者等の運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保するとともに、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めるべきです。

管理 3 会計管理 (3) 会計処理		
監査事項	具体的事例	該当法人数
3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金収支計算書の様式が会計基準に則して作成されていない。</li> <li>・事業活動計算書の様式が会計基準に則して作成されていない。</li> <li>・貸借対照表の様式が会計基準に則して作成されていない。</li> <li>・その他の積立金の計上に関して、理事会の決議に基づいていない。</li> <li>・積立金と積立資産の名称が整理されていない。</li> </ul> 【会計省令第1号第1様式から第4様式まで、第2号第1様式から第4様式まで、第3号第1様式から第4様式まで、第6条第3項、運用上の取扱い19、留意事項19、ガイドライン P59-3(3)3】	3

**【ポイント】**

- 計算書類は、会計基準に則して作成しなければなりません。
- その他の積立金は、将来の特定の目的の費用または損失の発生に備えるため、法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものであり、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲名で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができます。
- その他の積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付して、同額の積立資産を積み立てなければなりません。また、積立金に対応する積立資産を取り崩す場合には、当該積立金を同額取り崩すこととされています。

管理 3 会計管理 (4) 会計帳簿		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 会計帳簿は適正に整備されているか。	・総勘定元帳が適正に整備されていない。 【法第45条の24、会計省令第2条第1項第2号、第3条、第7条の2、留意事項2の(3)、27、ガイドラインP71-3(4)1】	1

**【ポイント】**

法人は、原則として、会計帳簿として拠点区分ごとに仕訳日記帳および総勘定元帳を作成し、備え置き、これらの会計帳簿および必要な補助簿の作成について経理規程等に定めることが求められます。

法人は、会計帳簿に基づき計算書類を作成することとされており、計算書類における各勘定科目の金額は総勘定元帳等の金額と一致していなければなりません。

管理 3 会計管理 (5) 附属明細書等		
監査事項	具体的事例	該当法人数
1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。	・把握された注記すべき事項が適正に注記されていない。 【会計省令第29条、運用上の取扱い20から24まで、別紙1、別紙2、留意事項25の(2)、26、ガイドラインP72-3(5)1】	2
2 附属明細書が法	・作成すべき附属明細書が適正に作成	3



令に基づき適正に作成されているか。	<p>されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附属明細書について計算書類の金額と一致していない。</li> </ul> <p>【会計省令第 30 条、運用上の取扱い 25、別紙 3 ( ) から別紙 3 ( ) まで、ガイドライン P73- 3 ( 5 ) 2】</p>	
3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財産目録が様式に従っていない。</li> <li>・ 基本財産が定款と一致しない。</li> </ul> <p>【会計省令第 31 条から第 34 条まで、運用上の取扱い 26、別紙 4、ガイドライン P75- 3 ( 5 ) 3】</p>	2

### 【ポイント】

計算書類においては、その内容を補足するために、法人全体および拠点区分ごとに注記事項が定められています。

附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類の金額と一致していなければなりません。

財産目録は、法人の全ての資産および負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示するために作成するものであり、様式は運用上の取扱い別紙 4 において定められています。また、基本財産については、定款の記載事項であることから、定款の規定と一致する必要があります。

管理	4 その他	(4) その他
監査事項	具体的事例	該当法人数
4 契約等が適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約を適正な方法により行っていない。</li> <li>・ 契約書を適正に作成していない。</li> <li>・ 稟議書について、決定日、文書番号、保存期間等の記入漏れがある。</li> </ul> <p>【入札通知、徹底通知 5 の ( 2 ) ウ、( 6 ) エ、ガイドライン P81- 4 ( 4 ) 4】</p>	4

### 【ポイント】

契約は、入札通知や経理規程に従い、適正に行わなければなりません。

表の「具体的事例」での指導根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

略称	正式名称
法	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
一般法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
令	社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）
規則	社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）
ガイドライン	「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号）の別紙「指導監査ガイドライン」
審査基準	「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号および児発第 908 号）の別紙 1「社会福祉法人審査基準」
審査要領	「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号）の別紙「社会福祉法人審査要領」
徹底通知	「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の徹底について」（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老計第 274 号）
入札通知	「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号）
会計省令	社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）
運用上の取扱い	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号）
留意事項	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号）

## 2 障害福祉サービスの指導検査

### (1) 平成31年度指導検査の基本方針・重点項目

平成31年度の指導検査の基本方針・重点項目は以下のとおりです。

平成31年度 練馬区障害福祉サービス事業者等指導実施方針・実施計画（抜粋）

#### 1 基本方針

練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱に基づき、基準等に定めるサービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図り、必要に応じた助言、指導を行うことを方針とする。

このことを踏まえ、適正かつ透明性のある事業運営の確保、利用者保護および障害福祉サービス等の質の向上を図ることに主眼を置いて、指導を実施する。

また、法令・基準等の違反、サービス内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に、不正または著しい不当を疑うに足りる理由がある場合には、事業運営の適正化に主眼を置いて、監査を実施する。

#### 2 （省略）

#### 3 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所または施設の実地において検査し指導を行う。

##### 実地指導の重点項目

##### ア 適正かつ透明性のある事業運営の確保

- (ア) 職員配置基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。
- (イ) 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- (ウ) 自立支援給付費等の算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- (エ) 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- (オ) 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

##### イ 利用者保護とサービスの質の確保

- (ア) 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- (イ) 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

- (ウ) 施設入所支援や就労継続支援B型、共同生活援助等を行う事業所において、非常災害時の対応についての具体的な防災計画を立てているか。また、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- (エ) 苦情、事故、感染症および食中毒が発生した場合、適切に対応できる体制がとられているか。
- (オ) サービス提供を開始するに当たり、内容および手続の説明ならびに同意(個人情報利用を含む。)が適切に行われているか。
- (カ) 児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所において、各ガイドラインが遵守されているか。

(2) 令和元年度実地指導数  
79 サービス (382 サービス中)

(3) 令和元年度指導検査の実施結果まとめ

ア 指導検査の実施結果

障害福祉サービス等については、全体の21%に当たる79サービスに対して実地指導を行いました。また、集団指導は1回行いました。

(ア) 実地指導

年度	対象数 ( a )	実地指導数 ( b )	実地指導実施率 ( b / a )
元年度	382 サービス	79 サービス	21%
30年度	365 サービス	59 サービス	16%

(イ) 集団指導

年度	回数	対象サービス	参加者数
元年度	1回目	生活介護、就労移行支援 就労継続支援、就労定着支援 自立訓練	68名 (54事業所)
	2回目 (中止)	移動支援(予定) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
30年度	1回目	児童発達支援、 放課後等デイサービス	71名 (47事業所)
	2回目	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護	117名 (114事業所)

## イ 指摘種別

実地指導を実施した 79 サービスのうち、文書指摘を行ったのは 51 サービス、文書指摘の件数は 88 件でした。文書指摘を行った事業所については、概ね 30 日以内に改善状況報告書の提出を求め、文書により改善状況を確認しています。

また 79 サービスに対して 372 件（1 サービス平均 5 件）の口頭指導を行いました。口頭指導に対しては、文書での改善状況報告は求めませんが、改善を図るよう伝え、つぎの実地指導等で確認します。

その他、61 サービスに対して 99 件の助言をしました。

年度	実地指導数	文書指摘		口頭指導		助言	
		指摘したサービス数	指摘件数	指導したサービス数	指導件数	助言したサービス数	助言件数
元年度	79 サービス	51 サービス (65%)	88 件	79 サービス (100%)	372 件	61 サービス (77%)	99 件
30 年度	59 サービス	43 サービス (73%)	89 件	59 サービス (100%)	299 件	37 サービス (63%)	77 件

( ) 内の数字は、実地指導数に対する割合

## ウ サービス別内訳

サービス別の区内サービス数および実地指導数はつぎのとおりです。

事業名称	サービス数		実地指導数	
	区内サービス数	実地指導対象数	30 年度	元年度
居宅介護	165	4	0	0
重度訪問介護	154	4	0	0
同行援護	42	0		
行動援護	6	0		
生活介護	20	1	0	0
短期入所	11	1	0	0
自立訓練	4	0		
就労移行支援	11	3	3	0
就労継続支援 A 型	6	0		
就労継続支援 B 型	35	14	11	1
就労定着支援	6	1	0	0
自立生活援助	2	0		
共同生活援助	28	5	4	1

施設入所支援	6	1	0	0
児童発達支援	26	4	3	0
放課後等デイサービス	41	2	2	0
保育所等訪問支援	2	0		
地域移行支援	6	3	3	0
地域定着支援	5	3	3	0
計画相談支援	33	33	11	11
障害児相談支援	14	14	5	3
基準該当サービス	10	10	0	0
移動支援	263	263	14	63
日中一時支援	16	16	0	0
合計	912	382	59	79

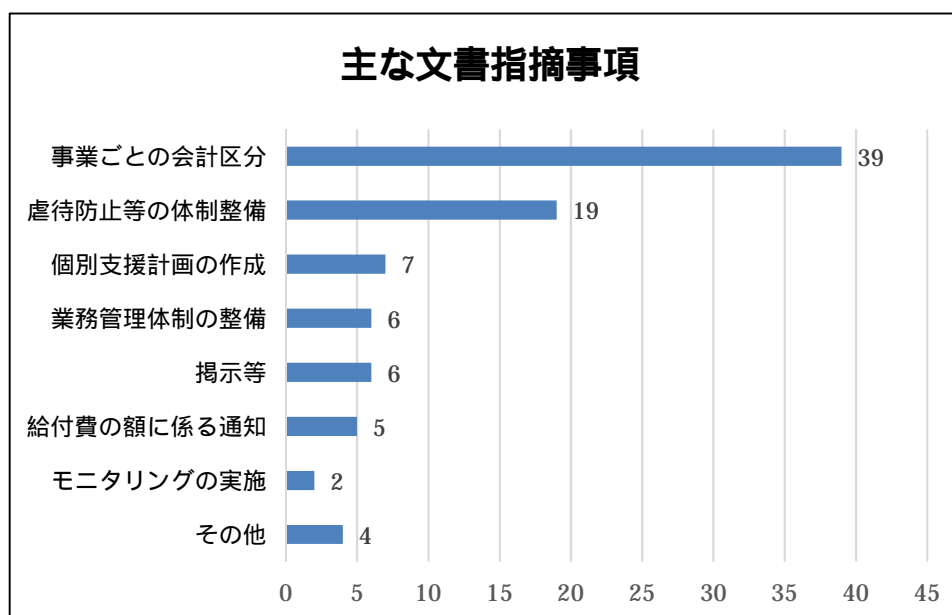
サービス数は平成31年4月1日現在

印の事業の実地指導対象数は、区が所轄する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス等の数

#### (4) 実地指導での主な指摘事項

##### ア 主な文書指摘事項

実地指導後に文書指摘を行った51サービス(88件)のうち、主な文書指摘事項はつぎのとおりです。



イ 実地指導での主な文書指摘事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

1 事業ごとの会計区分		
検査項目	具体的事例	該当サービス数
会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの種別ごとに会計を区分していない。</li> </ul> 【都条例第 139 号第 52 条、都条例第 155 号第 41 条、厚労省令第 28 号第 29 条、厚労省令第 29 号第 29 条、区地活登録要綱第 42 条 他】	39

### 【ポイント】

- 指定事業所（施設）ごとに、経理を区分するとともに、サービス種別ごとに会計を区分することが必要です。特に、多機能型事業所はそれぞれの事業ごとの会計を区分しているか注意してください。（児童発達支援と放課後等デイサービス、計画相談支援と障害児相談支援、居宅介護と移動支援等）
- 人件費、事務的経費等の共通経費については、人員割合、面積割合等の合理的な方法により適切に按分してください。

2 虐待防止等の体制整備		
検査項目	具体的事例	該当サービス数
利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>全従業員に対して、障害者虐待防止等に関する研修、虐待防止チェックリストを実施していない。</li> <li>虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等の組織を設置していない。</li> <li>虐待防止マニュアルを作成していない。</li> <li>虐待防止啓発掲示物、虐待通報先等を掲示していない。</li> </ul> 【虐待防止法第 15 条、都条例第 139 号第 3 条、都条例第 155 号第 3 条、厚労省令第 28 号第 19 条、厚労省令第 29 号第 19 条、区地活登録要綱第 11 条、障害者虐待の防止と対応の手引き 他】	19

### 【ポイント】

障害福祉サービス事業等を行う者は、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他の障害者虐待の防止のための措置を講じなくてはなりません。

- 具体的には、虐待防止のためにつきのような体制整備が必要です。
- 運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めること

- ・虐待防止責任者の設置
- ・虐待防止委員会を設置する等の体制整備（名称は「委員会」でなくて構いませんが、責任者一人だけではない複数名での対応をお願いします。）
- ・虐待防止マニュアルの整備
- ・虐待防止に係る掲示物の作成と掲示
- ・全従業者を対象とした虐待防止研修、虐待防止チェックリストの実施（年1回以上）

研修の対象となる従業者は、指導員だけでなく事務担当、運転や給食調理等の業務を担う職員も含まれますのでご注意ください。なお、研修の内容や参加者、参加できない職員への対応等については、記録を残してください。

- 虐待防止のための措置に関する事項、虐待防止責任者については、重要事項説明書にも記載し、利用者に周知してください。

3 個別支援計画の作成		
検査項目	具体的事例	該当サービス数
個別支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画を作成せず、サービスを提供していた。</li> <li>・サービス提供責任者が個別支援計画に係る業務を担当していない。</li> <li>・利用者およびその家族に個別支援計画について説明せず、計画を交付していない。</li> <li>・個別支援計画に、援助の方向性や目標が記載されていない。作成者名を記載していない。</li> </ul> <p>【都条例第139号第3条第1項、都条例第155号第3条第1項、区地活登録要綱第28条 他】</p>	7

### 【ポイント】

事業者は、障害者、保護者等の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画をサービス提供責任者またはサービス管理責任者に作成させ、個別支援計画に基づき、必要なサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、適切かつ効果的にサービスを提供しなければなりません。

- 個別支援計画には、利用者およびその家族の生活に対する意向、課題、支援の方向、目標、留意事項等のほか、作成日、作成者、説明同意日等を記載してください。
- 個別支援計画を作成した際は、利用者およびその家族に計画について説明し、同意を得た上で交付してください。



**【個別支援計画未作成減算について】**

- 個別支援計画が未作成のままサービス提供を行った場合、計画作成に係る業務が適切に行われていないものとして、個別支援計画が作成された月の前月までは個別支援計画未作成減算の対象となるサービス（ ）があります。
- これまで5%だった減算率が、平成30年度からはじめの2か月は30%減算、3か月目からは50%減算と大幅に改定されました。特に新規利用者に関しては注意し、速やかに個別支援計画の作成・説明・交付を行ってください。
- 個別支援計画未作成減算の対象となる障害福祉サービス等  
療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所施設 等

4 業務管理体制の整備		
検査項目	具体的事例	該当サービス数
業務管理体制の整備	<p>・業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出ていない。</p> <p>【障害者総合支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の26、第24条の38、障害者総合支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の26の9他】</p>	6

**【ポイント】**

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備と、その届出が義務付けられています。届出事項は設置する事業所等の数により異なります。
- 事業所の所在地に応じた届出先に、業務管理体制整備の届出をしてください。

5 掲示等		
検査項目	具体的事例	該当サービス数
掲示等	<p>・利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。</p> <p>【都条例第139号第41条、都条例第155号第35条、第92条、厚労省令第28号第23条第1項、厚労省</p>	6

	令第 29 号第 23 条第 1 項、区地活登録要綱第 36 条 他】	
--	--	--

### 【ポイント】

○事業者は、当該事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等により周知する必要があります。（必要な掲示物は、サービスの種類により異なります。）

掲示が難しい場合は、閲覧用のファイル等を用意し、利用申込者等が手に取りやすい場所にファイルを立てる等の対応をしてください。

運営規程、重要事項説明書等の内容を変更した場合は、掲示している資料も変更してください。

6 給付費の額に係る通知（法定代理受領通知）		
検査項目	具体的事例	該当サービス数
給付費の額に係る通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理受領により区市町村から支給を受けた給付費等の額を利用者に通知していない。</li> <li>・給付費等を受領する前に、利用者に通知している。</li> </ul> <p>【都条例第 139 号第 29 条第 1 項、都条例第 155 号第 27 条第 1 項、厚労省令第 28 号第 14 条第 1 項、厚労省令第 29 号第 14 条第 1 項 他】</p>	5

### 【ポイント】

○代理受領方式により、利用者にかわり区市町村から給付費等の支給を受けた場合、区市町村名、サービス提供月、サービス内容、給付費名、受領日、受領金額および内訳を記載したお知らせ（法定代理受領通知）を利用者に通知してください。

法定代理受領通知は、実際に給付費を受領した日以降に発行してください。

（4月分を5月に請求し、6月15日に受領した場合、4月サービス提供分の法定代理受領通知は6月15日以降に発行することになります。）

地域生活支援事業（移動支援等）は対象外です。

ウ 実地指導において口頭で指導した事項について、具体的事例を挙げて紹介します。

1 内容および手続の説明および同意		
検査項目	具体的事例	該当サービス数
重要事項説明書について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要事項説明書が、運営規程で定める内容と異なっている。</li> <li>・重要事項説明書に、利用申込者の支給決定区市町村の苦情窓口、東京都の苦情窓口を記載していない。</li> <li>・重要事項説明書に虐待防止の体制、虐待防止責任者を記載していない。</li> <li>・重要事項説明書に第三者評価の概要（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関、開示状況等）を記載していない。</li> </ul>	68
契約書について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の管理者名で契約を締結している。</li> <li>・契約の前に、重要事項を説明していない。</li> </ul> <p>【都条例第 139 号第 16 条、都条例第 155 号第 13 条、厚労省令第 28 号第 5 条、厚労省令第 29 号第 5 条、区地活登録要綱第 12 条 他】</p>	

### 【ポイント】

重要事項説明書は、サービス提供の開始に際して、運営規程の概要等について、分かりやすく説明を行うためのものです。契約書を取り交わす前に、重要事項を説明してください。また、運営規程を変更するときは、重要事項説明書・契約書も併せて変更してください。

- 重要事項説明書に記載する苦情窓口は、事業所対応窓口、利用申込者の支給決定区市町村の苦情窓口、東京都社会福祉協議会運営適正化委員会事務局の3か所の窓口を記載してください。

虐待防止のための措置に関する事項については、重要事項説明書にも記載し、利用者に周知してください。あわせて虐待防止責任者も記載してください。

重要事項を説明する際、利用者負担額、キャンセル料、交通費等利用者から受領する金額についても事前に説明し、同意を得てください。

契約は、事業所の管理者ではなく、原則、事業者（法人代表者）と利用者で行います。

2 変更の届出等		
検査項目	具体的事例	該当サービス数
変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の名称、所在地その他厚生労働省令等で定める事項（平面図、管理者、サービス提供責任者、運営規程等）に変更があった際、届出をしていない。</li> </ul> <p>【障害者総合支援法第 46 条、児童福祉法第 21 条の 5 の 20、区地活登録要領第 5 条 他】</p>	36
事業開始届の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援事業を開始したときに、事業開始届を都知事に提出していない。</li> </ul> <p>【障害者総合支援法第 79 条第 2 項・第 3 項 他】</p>	

### 【ポイント】

○事業者は、厚生労働省令等で定める事項に変更があったときは、10 日以内にその旨を届け出てください。

障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業等を開始しようとするときに、事業の種類および内容、経営者の氏名・住所、職員の定数および職務の内容等、厚生労働省令で定める事項を事業所の住所地の都道府県知事に届け出てください。また、事業開始後、これらの事項に変更があったときは、変更の日から 1 月以内に、その旨を都道府県知事に届け出てください。

変更届等を提出する際は、届出書一式を複写し、事業所に保管しておいてください。後日確認する時や、つぎに変更届を提出する際の参考となります。

3 秘密保持、情報提供の事前同意		
検査項目	具体的事例	該当サービス数
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、秘密保持について必要な措置を講じていない。</li> <li>・他の障害福祉サービス事業者等に情報を提供する際に、利用者またはその家族から書面による同意を得ていない。</li> <li>・個人情報記載された書類の裏面を、再利用している。</li> <li>・施錠できる場所で個人情報を含むファイル等を管理することが、徹底されていない。</li> </ul>	26

	【都条例第 139 号第 45 条、都条例第 155 号第 36 条、厚労省令第 28 号第 24 条、厚労省令第 29 号第 24 条、区地活登録要綱第 37 条 他】	
--	---	--

### 【ポイント】

事業者は、管理者・従業者が、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる必要があります。就業規則、雇用契約書または誓約書等において、従業者の秘密保持について明記する等、雇用時等に従業者にその旨を周知してください。その際、従業者等でなくなった後においても業務上知り得た秘密は保持すべきことに注意してください。事業者が利用者の個人情報、他の障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書で同意を得ておくことが必要です。家族の情報を共有する場合は、利用者だけでなく、家族代表者の同意も得ておく必要があります。代理人欄の署名では、家族の同意とはならないので注意してください。事業所内の個人情報ファイルは施錠管理するなど、個人情報の取扱いには十分注意してください。

4 勤務体制の確保等		
検査項目	具体的事例	該当サービス数
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約を締結していない従業者がいる。</li> <li>・従業者が研修に参加する機会を計画的に確保していない。</li> </ul> <p>【都条例第 139 号第 14 条、都条例第 155 号第 12 条、厚労省令第 28 号第 20 条、厚労省令第 29 号第 20 条、区地活登録要綱第 34 条 他】</p>	13

### 【ポイント】

事業者は、雇用契約その他の契約により当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者によってサービスを提供しなければなりません。

- 代表取締役についても、管理者、サービス提供責任者等として勤務している場合は、事業所の従業者としての雇用契約等を取り交わしてください。
- 事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を確保しなければなりません。事業所内の研修は計画的に実施し、研修内容等を記録に残してください。外部の研修期間が実施する研修も積極的に活用してください。

表の「具体的事例」での指導根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

略称	正式名称
都条例第 139 号	東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年東京都条例第 139 号)
都条例第 155 号	東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年東京都条例第 155 号)
厚労省令第 28 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)
厚労省令第 29 号	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 29 号)
区地活登録要綱	練馬区地域生活支援事業の事業者登録基準に関する要綱 (平成 20 年 7 月 31 日 20 練福障第 10330 号)
虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号)
障害者虐待の防止 と対応の手引き	「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(平成 30 年 6 月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)
障害者総合支援法 施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号)
区地活登録要領	練馬区地域生活支援事業実施事業者登録要領 (平成 20 年 3 月 11 日 19 練福障第 11165 号)

### 3 保育サービスの指導検査

#### (1) 平成31年度指導検査の基本方針・重点項目

平成31年度の指導検査の基本方針・重点項目は以下のとおりです。

平成31年度 練馬区保育サービス指導検査実施方針・実施計画(抜粋)

#### 1 (省略)

#### 2 基本方針

平成27年4月に子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)が施行されたことにより、認可保育所および特定地域型保育事業者の指導検査の権限が区市町村に付与された。また、同年4月の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正に伴い、家庭的保育事業者等(特定地域型保育事業者)の指導検査の権限が都道府県から移管された。

このことを踏まえ、練馬区が行う特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者(以下「保育所等」という。)に対する指導検査は、練馬区特定教育・保育および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第45号)練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第44号)のほか、児童福祉法等の関係法令に照らし適正に実施されているかどうかを個別的就つまびらかにし、保育所等の適正かつ円滑な運営の確保ならびに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費および特例地域型保育給付費等(以下「施設型給付費等」という。)の適正化を図ることに主眼を置いて実施する。また、重大な法令違反、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、保育所等の社会的使命に対する信頼の維持および確保ならびに利用者保護に主眼を置いて、随時に指導監査を実施する。

加えて、現在保育士不足が深刻な中、職員の確保・処遇改善施策の実施状況について、重点的に確認していく。

これらの指導検査の実施に当たっては、練馬区と東京都がそれぞれの権限を効果的、効率的に行使するために、密接な連携を図る。また、平成31年4月からは、保育所等の指導監査をする部署が福祉部管理課に移ることから、保育課の各係(私立保育所係、地域型保育事業係、巡回支援指導担当係)と密接な連携を図り、より効果的な指導検査の実施を目指す。

#### 3 指導検査の重点項目

##### (1) 運営関係

##### ア 職員の確保および処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数および資格を満たしているか。

(イ) 雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に実施されているか。

##### イ 安全対策の徹底

- (ア) 児童の年齢区別に基準面積が確保されているか。
- (イ) 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。
- ウ 連携施設の確保【特定地域型保育事業者のみ】(平成27年4月1日から5年の経過措置有)
  - (ア) 連携施設から、保育の適切な提供に必要な相談および助言その他の保育の内容に関する支援を受けているか。
  - (イ) 保育の提供の終了に際して、引き続き連携施設において受け入れて教育または保育を提供する体制が整えられているか。
- (2) 保育内容関係
  - ア 保育所保育指針の徹底
    - (ア) 子どもの人権に配慮した適切な保育が行われているか。
    - (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画および指導計画の編成等がなされているか。
  - イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底
    - (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
    - (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
  - ウ 安全対策の徹底
    - (ア) 乳幼児突然死症候群の予防が徹底されているか。
    - (イ) 事故防止および事故発生時の対応等が適正に行われているか。
    - (ウ) 保育にあたる職員は適正に配置されているか。
    - (エ) 食中毒・感染症(特にインフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス)予防対策が徹底されているか。
  - エ 1歳児1年保育と一時預かり事業の把握
- (3) 会計関係
  - ア 人件費が適切に執行されているか。
  - イ 物品購入等に伴う契約書が作成されているか。
  - ウ 資金管理が適正に行われているか。
  - エ 適切な会計処理が行われているか。
  - オ 委託費等を適切に請求し、正しい用途に使っているか。
  - カ 利用者負担金の取扱いが適切か。

4・5(省略)

- (2) 令和元年度実地指導数  
**98施設(218施設中)**



(3) 令和元年度指導検査の実施結果まとめ

ア 指導検査の実施結果

保育サービスについては、全体の45%に当たる98施設に対して一般指導検査を行いました。また、集団指導は1回行いました。

(ア) 一般指導検査

年度	種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	実地指導実施率 (b/a)
元年度	特定教育・保育施設	105施設	43施設	41%
	特定地域型保育事業	113施設	55施設	49%

(イ) 集団指導

年度	回数	対象事業	参加者数
元年度	1回目	特定教育・保育施設	90事業者
	2回目 (中止)	小規模保育施設 新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず、資料を配布	
	3回目 (中止)	家庭的保育事業者 新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず、資料を配布	

イ 指摘種別

一般指導検査を実施した98施設のうち、文書指摘を行ったのは67施設、文書指摘の件数は152件でした。文書指摘を行った施設については、おおむね30日以内に改善状況報告書の提出を求め、文書により改善状況を確認しています。

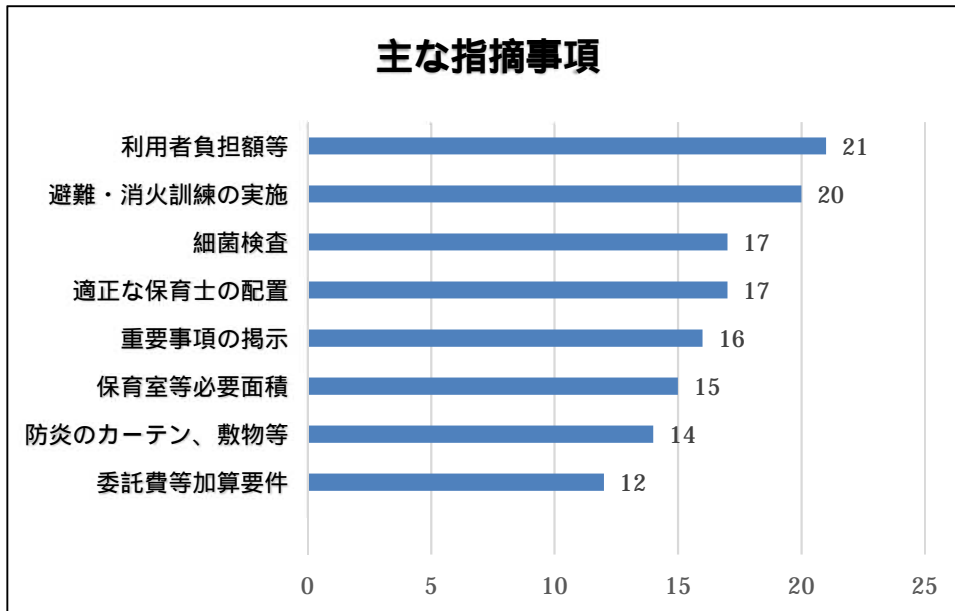
また、76施設に対して333件(1施設平均4件)の口頭指導を行いました。口頭指導に対しては、文書での改善状況報告は求めませんが、改善を図るよう伝え、つぎの指導検査等で確認します。

種別	実地検査 実施数	文書指摘		口頭指導	
		施設数	指摘件数	施設数	指導件数
特定教育・保育施設	43施設	28施設	45件	39施設	142件
特定地域型保育事業	55施設	39施設	107件	37施設	191件

(4) 実地指導での主な指摘事項

ア 主な指摘内容

指導検査後に指摘を行った 80 施設（文書指摘 152 件、口頭指導 333 件）のうち、主な指摘事項はつぎのとおりです。



イ 指導検査での主な指摘事項について、運営管理、保育内容、会計経理の別に、具体的事例を挙げて紹介します。

運営管理 - 基本方針および組織		
重要事項の掲示		
検査事項	具体的事例	該当施設数
施設内の適切な場所に掲示があるか。	・ 掲示がない。 【特定教育・保育施設等基準条例第 23 条】	16

【ポイント】

○施設は、当該施設の玄関等見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他利用者の施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示する必要があります。

掲示が難しい場合は、閲覧用のファイル等を用意し、利用者が手に取りやすい場所に置いておく等の対応をしてください。

運営規程、重要事項説明書等の内容を変更した場合は、掲示している資料も変更してください。

運営管理 - 職員の状況		
職員配置		
検査事項	具体的事例	該当施設数
勤務体制を適正に定めているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務体制が適正でない。</li> </ul> 【特定教育・保育施設等基準条例第 21 条、第 47 条、都条例第 8 条、第 43 条、都規則第 16 条、附則第 5 項、第 11 項～第 14 項】	3

【ポイント】

施設は、適切な保育を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかねばなりません。

保育の提供は当該施設の職員によって行う必要があるため、当該施設において、他施設の職員等をシフトに組み込み、保育を提供することはできません。ただし、保育に直接影響を及ぼさない業務については、一定の要件を満たす場合に認められます。

運営管理 - 健康管理		
健康診断		
検査事項	具体的事例	該当施設数
健康診断を適切に実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断の未受診者がいる。</li> </ul> 【都条例第 14 条第 3 項、家庭的保育事業等基準条例第 17 条、労働安全衛生法第 66 条】	4

【ポイント】

○事業者は、常時使用する労働者について、雇入れ時の健康診断および1年以内ごとに1回の定期健康診断を行う必要があります。

雇入れ時の健康診断は、採用予定日の3か月以内に受診した健康診断で代替可能です。ただし、検診項目の省略はできません。

定期健康診断は、毎年一定の時期に行う必要があります。

運営管理 - 建物設備の管理		
建物設備の状況		
検査事項	具体的事例	該当施設数
在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準面積を下回っている。</li> </ul> 【家庭的保育事業等基準条例第 28 条、第 33 条、第 43 条、都条例第 41 条、附則第 2 項】	15

【ポイント】

○各クラスにおいて、年齢ごとに算出した面積を上回る必要があります。異年齢児による合同保育を実施している場合も同様です。

ロッカー、棚、ピアノ等は、可動式であっても常設のものは有効面積に含めることはできません。認可されたあとにこれらを設置する場合には、その分の面積を除いた有効面積を確保してください。

運営管理 - 災害対策の状況		
防火対策		
検査事項	具体的事例	該当施設数
カーテン、敷物等は防災性能を有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーテン、敷物等が防災性能を有していない。</li> </ul> 【家庭的保育事業等基準条例第 28 条第 7 項ク、第 43 条第 8 項ク、都規則第 14 条第 8 号、消防法第 8 条の 3、消防法施行令第 4 条の 3、消防法施行規則第 4 条の 3】	14
防災訓練等		
避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月避難および消火訓練を実施していない。</li> </ul> 【家庭的保育事業等基準条例第 7 条、都条例第 20 条第 2 項、都規則第 5 条、消防法第 8 条、消防法施行規則第 3 条の 2 第 2 項】	20

【ポイント】

○施設のカーテン、敷物等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければなりません。布類だけでなく、ジョイントマット等も防災性能を有していることが必要です。

図上訓練は、避難訓練に当たりません。必ず、避難行動を伴う訓練を行ってください。

不審者訓練は、非常災害に対する訓練となりません。これとは別に避難訓練を行ってください。

保育内容 - 保育の状況		
保育士の配置		
検査事項	具体的事例	該当施設数
保育士を適正に配置しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士を常時2人以上配置していない</li> </ul> 【家庭的保育事業等基準条例第29条、第31条、第44条、附則第7項、都条例第43条、都規則第16条、附則第5項、第11項～第14項】	17

#### 【ポイント】

- 特定教育・保育施設、小規模保育事業A型・B型および事業所内保育事業においては、開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ることはできません。

保育士配置の特例として、特定教育・保育施設において児童の年齢別配置基準により算定した職員数が1人になる時間帯は、常勤保育士1人とすることができます。しかしこの場合、常勤保育士1人に加え、「知事が認める者」を1人以上配置する必要があります。

- 「知事が認める者」を配置する場合、施設に確認書を備え付けておくことが必要になります。

保育内容 - 食事の提供の状況		
衛生管理		
検査事項	具体的事例	該当施設数
細菌検査を適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・細菌検査の未受診者がいる。</li> </ul> 【家庭的保育事業等基準条例第17条、都条例第14条、雇児総発第36号通知、社援施第65号通知、社援施第97号通知】	17

#### 【ポイント】

- 特定教育・保育施設においては調理従事者および調乳担当者について、特定地域型保育事業においては全職員について、雇入れ時、配置換え時および月1回以上の細菌検査を実施し、検査結果を確認した上で、調理・調乳業務または保育に従事させなければなりません。

雇入れ時、配置換え時においては、業務に従事する日の属する月の1月前から従事する日の前日までの間の検査結果により、確認する必要があります。月1回以上の細菌検査は、毎月、検査結果を受け、確認していることが必要です。

会計経理 - 運営費		
委託費・給付費		
検査事項	具体的事例	該当施設数
加算の認定を受けているが、要件を満たしていない。	・主任保育士専任加算の要件を満たしていない。 【留意事項通知別紙2】	5
	・管理者設置加算の要件を満たしていない。 【留意事項通知別紙6】	7

### 【ポイント】

- 特定教育・保育施設における主任保育士専任加算は、主任保育士を主任業務に専任させるため、必要保育士数を超えて代替保育士を配置し、留意事項通知に定められた事業等を複数実施する施設に加算されます。そのため、主任がクラス担任である場合は、主任業務に専任しているとは認められず、加算を受けることはできません。
- 特定地域型保育事業における管理者設置加算は、その管理者が児童福祉事業等に2年以上従事した者等で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費から給与支給がある場合に限り加算されます。そのため、管理者は、保育に従事することはできず、シフトに入っている場合は加算を受けることができません。

会計経理 - 利用者負担		
その他の費用		
検査事項	具体的事例	該当施設数
内容および徴収額は適正か。	・利用者負担について内容および徴収額が適正でない。 【特定教育・保育施設等基準条例第13条第3項～第6項、第43条第3項～第6項】	21

### 【ポイント】

- 利用者負担（上乗せ徴収、実費徴収）を求める際は、あらかじめ、保護者に当該費用の用途および額ならびに支払を求める理由について、書面で明らかにするとともに、保護者に対して説明し、同意を得ることが必要です。利用者負担の額は、上乗せ徴収は保育に要する費用と公定価格の差額、実費徴収は実際の便宜の提供に要する費用の額です。

会計経理 - 会計方法・経理処理		
経理規程		
検査事項	具体的事例	該当施設数
経理規程に従って会計処理が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理規程に従って事務処理が行われていない。</li> </ul> 【社会福祉法人会計留意事項1 、ガイドライン P55-3 1】	11

**【ポイント】**

- 経理規程は、施設が会計処理を行うために必要な事項について定めるものです。適正な会計処理を行うためには、経理規程を遵守することが求められます。

表の「具体的事例」での指導根拠となる法令等の正式名称は以下のとおりです。

略称	正式名称
家庭的保育事業等基準条例	練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第44号)
特定教育・保育施設等基準条例	練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第45号)
都条例	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第43号)
都規則	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第47号)
労働安全衛生法	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
消防法	消防法(昭和23年法律第186号)
消防法施行令	消防法施行令(昭和36年政令第37号)
消防法施行規則	消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)
雇児総発第36号通知	「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」(平成13年8月1日雇児総発第36号)
社援施第65号通知	「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日社援施第65号)
社援施第97号通知	「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」(平成8年6月18日社援施第97号通知)
留意事項通知	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日府子本第571号)
社会福祉法人会計留意事項	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号)
ガイドライン	「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号)の別紙「指導監査ガイドライン」



## 第3 資料編

### ○ 練馬区社会福祉法人指導監査実施要領

#### 1 趣 旨

この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用 語

- (1) この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、国要綱において使用する用語の例による。
- (2) この要領において、実地検査とは、一般監査または特別監査において、法人の主たる事務所または当該法人が経営する施設・事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

#### 3 調査書等の提出

法人には、国要綱に基づき定めた実施方針を踏まえ、指導監査に必要な監査項目を掲げた「社会福祉法人調査書」（法人の自己点検項目を含む。）または「社会福祉協議会調査書」（以下「調査書」という。）を作成・送付し、毎年度区が指定する期限までに、調査書および関係資料の提出を求める。

#### 4 指導監査に係る基準等

指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

#### 5 一般監査の実施

- (1) 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等実地において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うことを基本とする。
- (2) 一般監査における実地検査は、原則として1日で実施する。なお、実地検査の実施場所に当該法人が経営する施設等が所在する場合は、原則として

当該施設等の検査も同日に実施するものとする。

- (3) 一般監査の実施に当たっては、実地検査の日の前までに到達するよう、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知する。

ただし、法人または当該法人が経営する施設等において、重大な問題が発生した場合または苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人または施設等の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

一般監査の根拠規定

一般監査の日時

検査員の氏名

準備すべき書類等

- (4) 一般監査においては、原則として係長級以上の職にある者を加えた職員2名以上の検査員により実施する。
- (5) 実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人が経営する施設等の指定、認可等の所管課や法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。
- (6) 実地検査において法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員相互で調整を行った上で、実地検査における指導事項を記載した書面(以下「実地検査指導事項票」という。)を作成し、法人に写しを交付する。

なお、法人に対し検査結果を通知するまでの間に、指導事項の追加または変更が生じた場合は、実地検査指導事項票を差し替えることとする。

- (7) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。

ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

## 6 一般監査の結果および改善状況の報告等

- (1) 検査員は、実地検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で福祉部長へ復命する。
- (2) 検査員は、前項の検討結果に基づき、監査結果を当該法人理事長宛文書で通知する。この場合、「ガイドライン」に定める文書指摘事項が認められるときは、問題点および改善方法等を具体的に通知する。
- (3) 一般監査をより効果的なものとするため、(1)の復命および(2)の結果通知は、実地検査終了後速やかに行う。
- (4) 一般監査結果の文書指摘事項については、法人理事長に対し、改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。なお、改善状況報告書等の提出期日については、(2)の結果通知発送日の30日以内

とする。

- (5) 改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、法人の事務所等実地において調査を行うものとする。
- (6) (5)により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたときまたは改善中ではあるが措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該監査を終結する。なお、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。
- (7) 度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときには、特別監査の実施対象とする。

## 7 特別監査の実施

- (1) 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法や当該法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問するなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施するものとする。
- (2) 特別監査は、検査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報や一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正又著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施する。
- (3) 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行う。
- (4) 検査体制は、原則として副参事以上の職にある者を加えた職員3名以上の検査員により実施する。
- (5) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。ただし、状況によっては、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- (6) 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、当該法人の施設等の指定、認可等の所管課や、施設等が所在する区域の行政庁の職員、法人関係者に対し、実地検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行う。

## 8 特別監査後の措置

- (1) 検査員は、実地検査終了後、その概況を福祉部長に報告し、必要に応じ東京都等と協議する。
- (2) 特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求める。

( 3 ) 改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、または( 2 )の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告または行政処分を行うための手続を進める。

9 外部有識者への相談等

指導監査を実施するに当たり、法律、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専

門の有資格者に相談を依頼し、その回答をもって適正に執行する。

10 指導監査情報の公表

( 1 ) 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

( 2 ) 指導監査結果のうち文書指摘事項およびそれに対する改善状況については、原則として区ホームページへ掲載し、区民へ広く情報提供する。

11 関係機関等との連携

指導監査の実施に当たっては、当該法人が経営する施設等の指定、認可等の所管課や、東京都等に、必要な情報または資料の提供、施設等の指導監査結果の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を図るものとする。

## ○ 平成 31 年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施計画

### 1 策定根拠

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」2(2)

### 2 実施方針

今日、後期高齢者の急増や少子化の進展、人口減少等を背景に、福祉ニーズはますます多様化・複雑化している。社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、このような福祉ニーズにきめ細かく対応し、地域社会に貢献していくことが求められている。

平成 29 年 4 月(一部 28 年 4 月)には、社会福祉法人に対する指導監督について、国の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監督の効率化を図るために、指導監査実施要綱の見直しやガイドラインの作成が行われた。

練馬区においても、平成 30 年 4 月に障害福祉サービス検査、31 年 4 月に保育サービス検査が福祉部管理課へと段階的に組織集約され、福祉サービスの指導検査体制の充実・強化が図られている。

これらの動向を十分に踏まえ、社会福祉法人の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の確保に主眼を置いた法人指導監査を実施する。

### 3 重点項目

#### (1) 一般監査

##### ア 法人運営

##### (ア) 定款

法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。

##### (イ) 評議員

a 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか

b 評議員となることができない者または適当ではない者が選任されていないか。

##### (ウ) 評議員会

決議が適正に行われているか。

##### (エ) 理事

理事となることができない者または適正ではない者が選任されていないか。

##### (オ) 監事

a 監事となることができない者が選任されていないか。

b 法令に定めるところにより業務を行っているか。

(カ) 理事会

a 決議は法令および定款に定めるところにより行われているか。

b 法令または定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。

c 借入は、適正に行われているか。

(キ) 評議員および役員（理事、監事）の報酬等

a 報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。

b 報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。

イ 事業

(ア) 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(イ) 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。

ウ 管理

(ア) 資産

a 基本財産の管理運用が適切になされているか。

b 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。

(イ) 会計等

a 経理規程が遵守されているか。

b 予算の執行および資金等の管理に関する体制が整備されているか。

c 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。

d 賞与引当金を適正に計上しているか。

エ その他

a 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。

b 契約等が適正に行われているか。

c 法令に定める情報の公開を行っているか。

(2) 特別監査

特別監査の重点項目は問題に応じその都度設定する。

4 指導監査の概要

(1) 対象法人

過去2か年度に練馬区の指導監査を受けていない区所轄の法人(年度途中で認可を受けた法人を含む)および文書指摘を行った法人から選定する。また東京都の施設検査の予定があり、区との合同検査が可能な場合は、原則として当該法人も監査対象とする。

なお、介護サービス検査については、法人監査と施設検査を極力同時に実施するため、指導検査担当部署と協議の上定める。

(2) 随時実施

前項までのほか、本年度は監査を予定していないが、法人設立で施設整備を行っている場合、利用者からの苦情が多く寄せられている場合、その他必要と認められる場合は、随時、一般監査を実施する。

なお、度々の指導にもかかわらず、改善が図られない場合や法人経営上重大な問題が生じたと認められる場合は、特別監査を実施する。

### (3) 実施時期

以下の事項を踏まえ、一般監査の実施時期は概ね7月から2月までとする。

ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、毎年度6月末までに現況報告書や決算書類を提出することとなっていること。

イ 指導監査実施後、文書による改善指導や改善報告、改善確認等を行う期間が必要であること。

なお、具体的な監査日については、東京都の実施計画(合同検査)の結果や法人との調整を踏まえて決定する。

### (4) 体制

一般監査は、原則、管理課社会福祉法人係職員3名の体制で行う。特別監査は、原則、管理課長を含めた4名の体制で実施する。

なお、監査対象となる法人に関連部署がある場合は、必要に応じて監査の立会いを要請する。

### (5) 実施方法

監査実施日の概ね1か月前に、法人の代表者宛実施通知を行い、一部の監査資料の事前提出を求める。なお、緊急を要する場合は通知日を短縮する。

指導監査は法人本部所在の施設等に赴き、実地において行うものとし、監査対象資料を確認のうえ、法人からのヒアリング等を基に監査事項を確認する。

なお、監査時間は原則として、午前10時から午後5時とする。

### (6) 結果等の公表

指導監査の実施後、指導事項や改善報告などの情報については、東京都および関連部署へ情報提供を行う。また、当該年度の指導監査の状況や結果については、指導監査報告書として取りまとめ、区ホームページに掲載する。

### (7) その他

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義が生じた場合は、東京都や関連部署と協議を行うものとし、また区顧問弁護士への相談や監査法人等への業務委託の活用によりの確な指導監査を実施する。

## ○ 練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設および指定相談支援事業者ならびに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する指定障害児通所支援事業者および指定障害児相談支援事業者ならびに練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則(平成18年3月練馬区規則第86号)に規定する基準該当障害福祉サービス事業者ならびに練馬区地域生活支援事業実施要綱(平成18年10月1日18練福地第1463号)に規定する登録事業者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)に対して、それぞれの法、規則および要綱に基づき練馬区(以下「区」という。)が行う指導および監査について、必要な事項を定める。

### (指導および監査の目的)

第2条 指導および監査は、障害者総合支援法、児童福祉法、東京都(以下「都」という。)の条例、区の規則等で定める最低基準および指定基準等(以下「基準等」という。)に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保および自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (指導方針)

第3条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行うことを方針とする。

### (指導形態)

第4条 指導の形態は、つぎのとおりとする。

#### 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

#### 実地指導

つぎのいずれかにより指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所または施設において実地に行う。

ア 一般指導 区が単独で実地指導を行う。

イ 合同指導 区が都等と合同で実地指導を行う。

### (指導の実施方針および実施計画)

第5条 区は、指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点項目等を掲げ



る指導実施方針（以下「実施方針」という。）および指導検査基準等を、毎年度定めるものとする。

2 区は、実施方針に基づき、当該年度の実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を定めるものとする。

（指導の実施方法）

第6条 指導の実施方法は、つぎのとおりとする。

集団指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正内容および過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

実地指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により通知する。ただし、必要と認める場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うことができる。

イ 指導方法

実地指導は、区が定める指導検査基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

文書で指導した事項については、原則として文書により指導結果を通知した日から30日以内に改善状況報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

（指導後の措置）

第7条 実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等に対しては、必要に応じて、再度、実地指導を行う。

2 実地指導の結果、第9条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに次条に定めるところにより監査を行う。

3 実地指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容または自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害

福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

( 監査方針 )

第 8 条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、サービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について不正または不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

( 監査対象の選定 )

第 9 条 監査は、障害福祉サービス事業者等が下記の各号のいずれかに該当する場合に行う。

サービスの内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

自立支援給付に係る費用等の請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

基準等に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

実地指導により、サービスの内容または自立支援給付に係る費用等の請求等に改善がみられないとき。

正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

( 監査の実施方法等 )

第 10 条 区長は、前条各号のいずれかに該当し、監査の必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、監査実施通知を交付した上で、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、または当該障害福祉サービス事業者等の事業所もしくは施設に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

2 監査は、2 名以上の監査班を編成して実施する。

3 区長は、指定障害福祉サービス事業者等( 指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者および登録事業者を除く。以下この項において同じ。) について監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を、当該指定障害福祉サービス事業者等の指定権限を有する都道府県知事に対して文書で通知する。ただし、当該都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

4 監査の結果、軽微な改善を要すると認められた事項については、第 6 条第 2 号に規定する実地指導に準じた指導を行うものとする。

5 区長は、指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第 49 条第 6 項、第 50 条第 2 項および第 3 項、第 51 条の 28 第 6 項ならびに第 51 条の 29 第 3 項または児童福祉法第 21 条の 5 の 23 第 5 項および第 21 条の 5 の 24 第 2 項に基づき指定を行った当該都道府県知事に通知する。ただし、当該都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することがで

きる。

(勧告)

第 11 条 区長は、障害者総合支援法第 51 条の 28 第 2 項または児童福祉法第 24 条の 35 第 1 項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。この場合において、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第 12 条 区長は、障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく前条に係る措置をとらなかつたときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合においては、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(指定取消し等)

第 13 条 区長は、障害福祉サービス事業者等が、障害者総合支援法第 51 条の 29 第 2 項各号、児童福祉法第 24 条の 36 各号、練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第 11 条各号(第 1 号を除く。)または練馬区地域生活支援事業実施事業者登録要領(平成 20 年 3 月 11 日 19 練福障第 11165 号)第 7 条各号に該当すると認められた場合には、当該各規定に基づき指定または登録を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止(以下「指定・登録の取消し等」という。)することができる。

(経済上の措置)

第 14 条 区長は、勧告、命令または指定・登録の取消し等が行われた場合に、自立支援給付に係る費用等の全部または一部について、当該障害福祉サービス事業者等に対し、不正利得の徴収等として徴収を行う旨通知する。

2 区長は、都道府県知事が指定の取消し等を行った障害福祉サービス事業者等に対しては、障害者総合支援法第 8 条第 2 項または児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項の規定により、返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 サービスの内容または自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不正または不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5 年間とする。

(連携)

第 15 条 指導および監査に当たっては、都等および他の関係部署との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

## ○ 平成 31 年度 練馬区障害福祉サービス事業者等指導実施方針・実施計画

### 1 基本方針

練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱に基づき、基準等に定めるサービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底を図り、必要に応じた助言、指導を行うことを方針とする。

このことを踏まえ、適正かつ透明性のある事業運営の確保、利用者保護および障害福祉サービス等の質の向上を図ることに主眼を置いて、指導を実施する。

また、法令・基準等の違反、サービス内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に、不正または著しい不当を疑うに足りる理由がある場合には、事業運営の適正化に主眼を置いて、監査を実施する。

### 2 集団指導

障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により指導を行う。

#### 集団指導の重点項目

- ア 人員、設備および運営に関する基準について
- イ 自立支援給付費等に関する請求事務等について
- ウ 制度改正内容等について
- エ 過去の実地指導における指導事例について

#### 集団指導の体制

- ア 人員、設備および運営等に関する基準については、主に福祉部管理課障害福祉サービス検査係が担当する。
- イ 自立支援給付費等に関する請求事務等については、主に福祉部障害者サービス調整担当課障害者給付係が担当する。

#### 集団指導対象事業所等の選定基準

##### ア 対象事業所等

原則として、平成 31 年 4 月 1 日現在、指定等を受けている事業所等とする。ただし、年度途中で指定等を受けた事業所等においても、集団指導の開催時期等に応じて、指導の対象とする。

##### イ 選定方針

自立支援給付費等の請求事務等、制度改正および過去の指導事例等必要な指導内容に応じて、実施するサービス事業所等を選定する。

### 3 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所または施設の実地において検査し指導

を行う。

#### 実地指導の重点項目

##### ア 適正かつ透明性のある事業運営の確保

- (ア) 職員配置基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。
- (イ) 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- (ウ) 自立支援給付費等の算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- (エ) 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- (オ) 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

##### イ 利用者保護とサービスの質の確保

- (ア) 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- (イ) 利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- (ウ) 施設入所支援や就労継続支援B型、共同生活援助等を行う事業所において、非常災害時の対応についての具体的な防災計画を立てているか。また、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- (エ) 苦情、事故、感染症および食中毒が発生した場合、適切に対応できる体制がとられているか。
- (オ) サービス提供を開始するに当たり、内容および手続の説明ならびに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行われているか。
- (カ) 児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所において、各ガイドラインが遵守されているか。

#### 実地指導の体制

ア 人員、設備および運営等に関する指導については、主に福祉部管理課障害福祉サービス検査係が担当する。

イ 就労支援事業会計に関する指導については、主に福祉部管理課社会福祉法人係が担当する。

#### 実地指導対象事業所等の選定基準

##### ア 対象事業所等

原則として、平成31年4月1日現在、指定等を受けている事業所等とする。ただし、年度途中で指定等を受けた事業所等においても、必要

があると認められる場合は、指導の対象とする。

#### イ 選定方針

- (ア) 練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所等
- (イ) 練馬区が指定または登録を行う事業所等
- (ウ) 苦情、相談の多く寄せられている事業所等
- (エ) 相当の期間にわたって、実地指導を実施していない事業所等
- (オ) 過去の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない事業所等
- (カ) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な事業所等
- (キ) 事業開始後、実地指導を実施していない事業所等
- (ク) その他、実地指導を行うことが適当と認められる事業所等

#### 4 平成 31 年度指導実施計画

##### 集団指導（2回）

平成 32 年 1 月 日中活動系サービス事業所

（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援）

平成 32 年 2 月 移動支援事業所

##### 実地指導

ア 検査事業所数 79 事業所

イ 検査対象サービス数 82 サービス

練馬区が所轄する社会福祉法人が運営する事業所の検査については、社会福祉法人と事業所の一体的検査を実施する。

## ○ 練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の17第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を行う者(以下「事業者」という。)に対して練馬区が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、事業者が行う家庭的保育事業等の運営が適切に行われることを検査することにより、その結果につき必要に応じ助言および指導を行うことをもって、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(指導検査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導検査の対象は、つぎに掲げる事業を練馬区の区域内において行う事業者とする。

家庭的保育事業(法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)

小規模保育事業(法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。)

居宅訪問型保育事業(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。)

事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。)

(指導検査の基本方針)

第4条 指導検査は、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第44号。以下「条例」という。)および法その他の関係法令等(以下「関係法令等」という。)に照らし、厳正に実施する。

2 指導検査において指摘すべき事項があった場合は、その発生原因および是正策を明らかにし、事業者の適正かつ自律的な運営を促すための助言および指導を行う。

3 条例および関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いているために、事業の運営に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法の定めるところにより処分を行うための手続を進める。

(実施方針および指導検査計画の策定)

第5条 家庭的保育事業等の指導検査を担当する部長(以下「部長」という。)は、指導検査の重点項目を掲げる家庭的保育事業等指導検査実施方針および指導検査計画を、毎年度指導検査開始時まで策定する。

(指導検査の通知等)

第6条 部長は、指導検査を実施するときは、事業者に対し、あらかじめ、検査の実施日時その他検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、指導検査を緊急に実施する必要があると認められる場合は、この限りでない。

(指導検査体制等)

第7条 指導検査の体制は、原則として家庭的保育事業等の指導検査を担当する職員(以下「検査員」という。)2名以上で編成し、うち1名は係長級以上の職にある者を充てる。

2 検査員は、必要に応じて、関係部課職員または事業者に関係する者に対し指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査および照会を行うことができる。

3 検査員は、必要に応じて、事業者に対し、関係資料の提出を求めることができる。

(検査の方法等)

第8条 検査員は、事業者の施設、事務所等(以下「事業者の施設等」という。)に立ち立った上で、条例に定める基準および関係資料等に基づき指導検査を行う。

2 検査員は、法34条の17第2項に規定する身分を証明する証票を携帯し、指導検査の際は事業者に提示しなければならない。

3 事業者に対する指導検査は、原則として1年に1回以上行うものとする。ただし、事業者が新たに家庭的保育事業等を行う場合は、当該事業を開始した年度に当該事業者に対する指導検査を行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、緊急に対応する必要があると認められる場合は、随時に指導検査を行うことができるものとする。

5 指導検査は、条例および関係法令等の違反の程度に応じて、文書による指摘、口頭指導および助言により行うものとする。

(指導検査の講評)

第9条 検査員は、原則として指導検査終了後に、事業者の施設等において、検査結果の講評(指摘事項および是正策等の明示を含む。)を口頭で直接行う。

(指導方針の確保)

第10条 指導検査の結果生じた疑義および条例または関係法令等の解釈については、関係部課と調整または協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(復命および結果通知等)

第11条 検査員は、指導検査終了後、直ちに指導検査結果を上司へ復命する。

2 検査員は、前項の指導検査結果を当該事業者に宛て、速やかに文書で通知する。この場合において、指導検査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、指摘事項および是正策等を併せて通知する。



- 3 指導検査結果に文書による指摘事項がある場合は、事業者に対し、原則として30日以内に改善状況に関する報告書または改善計画書の提出を求めるものとする。
- 4 前項の規定により、事業者から改善状況に関する報告書または改善計画書が提出された場合は、検査員は改善内容について書面による確認を行うほか、必要に応じ現地での確認を行うものとする。
- 5 改善状況に関する報告書または改善計画書が期限内に提出されないとき、または前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がない、もしくは改善を怠っていると認められるときは、法の定めるところにより処分を行うための手続を進める。

(関係部課との連携)

第12条 検査員は、関係部課と連携の上、事業者の指導検査に係る指導事項等の情報の把握に努めるものとする。

(指導検査結果の報告等)

第13条 指導検査の結果は、関係部課へ提供するほか、必要に応じて、東京都または国へ報告を行うことができる。

(指導検査情報の公開)

第14条 指導検査に関する情報は、法令により非公開とされる場合を除き、原則として公開するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、部長が別に定める。

## ○ 練馬区保育所および特定地域型保育事業者指導検査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第14条第1項、第38条第1項および第50条第1項の規定に基づき、保育所および特定地域型保育事業者(以下「保育所等」という。)に対して練馬区が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。

### (指導検査の目的)

第2条 指導検査は、当該保育所等の運営が適切に行われることを検査することにより、その結果につき必要に応じ助言および指導を行うことをもって、一人一人の子どもが健やかに成長することができる環境を確保することを目的とする。

### (指導検査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導検査の対象は、つぎに掲げる事業を練馬区の区域内において行う保育所等とする。

#### (1) 保育所

法第7条第4項に規定する保育所

#### (2) 特定地域型保育事業者

法第29条第1項に規定する、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として区長が確認するつぎの地域型保育を行う事業者

ア 家庭的保育事業(法第7条第6項に規定する家庭的保育事業をいう。)

イ 小規模保育事業(法第7条第7項に規定する小規模保育事業をいう。)

ウ 居宅訪問型保育事業(法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。)

エ 事業所内保育事業(法第7条第9項に規定する事業所内保育事業をいう。)

### (指導検査の基本方針)

第4条 指導検査は、練馬区特定教育・保育および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年10月練馬区条例第45号。以下「条例」という。)および法その他の関係法令等(以下「関係法令等」という。)に照らし、厳正に実施する。

2 指導検査において指摘すべき事項があった場合は、その発生原因および是正策を明らかにし、保育所等の適正かつ自律的な運営を促すための助言および指導を行う。

3 条例および関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いているために、事業の運営に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法の定めるところにより処分を行うための手続を進める。

(実施方針および指導検査計画の策定)

第5条 保育所等の指導検査を担当する部長（以下「部長」という。）は、指導検査の重点項目を掲げる保育所等指導検査実施方針および指導検査計画を、毎年度指導検査開始時まで策定する。

（指導検査の通知等）

第6条 部長は、指導検査を実施するときは、保育所等に対し、あらかじめ、検査の実施日時その他検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、指導検査を緊急に実施する必要があると認められる場合は、この限りでない。

（指導検査体制等）

第7条 指導検査の体制は、原則として保育所等の指導検査を担当する職員（以下「検査員」という。）2名以上で編成し、うち1名は係長級以上の職にある者を充てる。

2 検査員は、必要に応じて、関係部課職員または保育所等に関係する者に対し指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査および照会を行うことができる。

3 検査員は、必要に応じて、保育所等に対し、関係資料の提出を求めることができる。

（検査の方法等）

第8条 検査員は、保育所等の施設、事務所等（以下「保育所の施設等」という。）に立ち上った上で、条例に定める基準および関係資料等に基づき指導検査を行う。

2 検査員は、法第14条第1項の規定による指導検査にあつては同条第2項で、法第38条第1項の規定による指導検査にあつては同条第2項で、法第50条第1項の規定による指導検査にあつては同条第2項で、それぞれ準用する法第13条第2項に規定する身分を証明する証票を携帯し、指導検査の際は保育所等に提示しなければならない。

3 保育所等に対する指導検査は、原則として1年に1回以上行うものとする。ただし、新たに保育所等を開設する場合は、当該保育所等が開設された年度に指導検査を行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、緊急に対応する必要があると認められる場合は、随時に指導検査を行うことができるものとする。

5 指導検査は、条例および関係法令等の違反の程度に応じて、文書による指摘、口頭指導および助言により行うものとする。

（指導検査の講評）

第9条 検査員は、原則として指導検査終了後に、保育所の施設等において、検査結果の講評（指摘事項および是正策等の明示を含む。）を口頭で直接行う。

（指導方針の確保）

第10条 指導検査の結果生じた疑義および条例または関係法令等の解釈につい

ては、関係部課と調整または協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(復命および結果通知等)

- 第 11 条 検査員は、指導検査終了後、直ちに指導検査結果を上司へ復命する。
- 2 検査員は、前項の指導検査結果を当該保育所等に宛て、速やかに文書で通知する。この場合において、指導検査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、指摘事項および是正策等を併せて通知する。
  - 3 指導検査結果に文書による指摘事項がある場合は、保育所等に対し、原則として 30 日以内に改善状況に関する報告書または改善計画書の提出を求めるものとする。
  - 4 前項の規定により、保育所等から改善状況に関する報告書または改善計画書が提出された場合は、検査員は改善内容について書面による確認を行うほか、必要に応じ現地での確認を行うものとする。
  - 5 改善状況に関する報告書または改善計画書が期限内に提出されないとき、または前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がない、もしくは改善を怠っていると認められるときは、法の定めるところにより処分を行うための手続を進める。

(関係部課との連携)

- 第 12 条 保育所等の指導検査を実施するに当たり、東京都が当該保育所等の指導検査の実施を予定している場合は、東京都による指導検査の実施日と同日に行うように努めるものとする。
- 2 検査員は、関係部課と連携の上、保育所等の指導検査に係る指導事項等の情報の把握に努めるものとする。

(指導検査結果の報告等)

- 第 13 条 指導検査の結果は、関係部課へ提供するほか、必要に応じて、東京都または国へ報告を行うことができる。

(指導検査情報の公開)

- 第 14 条 指導検査に関する情報は、法令により非公開とされる場合を除き、原則として公開するものとする。

(委任)

- 第 15 条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、部長が別に定める。

## ○ 平成 31 年度 練馬区保育サービス指導検査実施方針・実施計画

### 1 策定根拠

練馬区保育所および特定地域型保育事業者指導検査実施要綱（平成27年7月23日27練教こ保第699号）第5条および練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱（平成27年7月23日27練教こ保第697号）第5条

### 2 基本方針

平成27年4月に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が施行されたことにより、認可保育所および特定地域型保育事業者の指導検査の権限が区市町村に付与された。また、同年4月の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、家庭的保育事業者等（特定地域型保育事業者）の指導検査の権限が都道府県から移管された。

このことを踏まえ、練馬区が行う特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。）に対する指導検査は、練馬区特定教育・保育および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第45号）練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年10月練馬区条例第44号）のほか、児童福祉法等の関係法令に照らし適正に実施されているかどうかを個別的につまびらかにし、保育所等の適正かつ円滑な運営の確保ならびに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費および特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の適正化を図ることに主眼を置いて実施する。また、重大な法令違反、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、保育所等の社会的使命に対する信頼の維持および確保ならびに利用者保護に主眼を置いて、随時に指導監査を実施する。

加えて、現在保育士不足が深刻な中、職員の確保・処遇改善施策の実施状況について、重点的に確認していく。

これらの指導検査の実施に当たっては、練馬区と東京都がそれぞれの権限を効果的、効率的に行使するために、密接な連携を図る。また、平成31年4月からは、保育所等の指導監査をする部署が福祉部管理課に移ることから、保育課の各係（私立保育所係、地域型保育事業係、巡回支援指導担当係）と密接な連携を図り、より効果的な指導検査の実施を目指す。

### 3 指導検査の重点項目

#### 運営関係

#### ア 職員の確保および処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数および資格を満たしているか。
- (イ) 雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に実施されているか。

イ 安全対策の徹底

(ア) 児童の年齢区分別に基準面積が確保されているか。

(イ) 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

ウ 連携施設の確保【特定地域型保育事業者のみ】(平成27年4月1日から5年の経過措置有)

(ア) 連携施設から、保育の適切な提供に必要な相談および助言その他の保育の内容に関する支援を受けているか。

(イ) 保育の提供の終了に際して、引き続き連携施設において受け入れて教育または保育を提供する体制が整えられているか。

保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

(ア) 子どもの人権に配慮した適切な保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画および指導計画の編成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防が徹底されているか。

(イ) 事故防止および事故発生時の対応等が適正に行われているか。

(ウ) 保育にあたる職員は適正に配置されているか。

(エ) 食中毒・感染症(特にインフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス)予防対策が徹底されているか。

エ 1歳児1年保育と一時預かり事業の把握

会計関係

ア 人件費が適切に執行されているか。

イ 物品購入等に伴う契約書が作成されているか。

ウ 資金管理が適正に行われているか。

エ 適切な会計処理が行われているか。

オ 委託費等を適切に請求し、正しい用途に使っているか。

カ 利用者負担金の取扱いが適切か。

4 実施計画

対象施設

ア 認可保育所

イ 小規模保育事業者

ウ 事業所内保育事業者

エ 居宅訪問型保育事業者

オ 家庭的保育事業者

実施形態

ア 集団指導

(ア) 実施方法

指導対象となる施設を選定し、運営に関する基準、施設型給付費等の請求方法、制度改正の内容および過去の指導事例等について講習の方式で行う。

(イ) 実施対象

新たに確認を受けた施設については、おおむね1年以内に実施する。その他、必要に応じて対象となる施設を選定して実施する。

イ 実地指導

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設または当該施設を運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1検査班当たりの検査員は、原則として3人とする。

また、施設の状況により検査員を追加して実施する。

(I) 実施通知・事前提出資料

練馬区保育所および特定地域型保育事業者指導検査実施要綱第6条および練馬区家庭的保育事業等指導検査実施要綱第6条の規定に基づき、指導検査実施のおおむね1か月前に通知し、その際に一部の資料について事前の提出を求める。ただし、指導検査を緊急に実施する必要があると認められる場合を除く。

(オ) 選定方針

a 選定時点

原則として、平成31年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められる場合、指導検査の対象とする。

b 選定基準

(a) 過去の指導検査において指摘事項の改善が図られていない施設

(b) 苦情等が多く寄せられている施設、またはその内容から運営状況の確認を要する施設

(c) 新規に開設された施設

(d) 相当の期間にわたって指導検査等を実施していない施設

(e) 財務分析結果等で課題のある施設

- (f) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、または受審結果に問題がある施設
- (g) 東京都に施設調査書を提出していない施設
- (h) 当該施設を運営する社会福祉法人が法人監査の時期に当たる施設
- (i) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

指導検査対象および日程

指導検査対象および日程については、別に示す。

## 5 関係団体との連携

### 情報提供

指導検査等の結果を都に提供することにより、情報の共有化および指導検査等の効率化を図る。

### 東京都との合同検査等

児童福祉法に基づく東京都の指導検査と、子ども・子育て支援法に基づく練馬区の指導検査を合同で実施する。このほか、東京都の指導検査において練馬区職員が立ち会う。

### 社会福祉法人への指導検査

練馬区所轄で保育所を運営する社会福祉法人の指導検査を行う場合には、社会福祉法人係が行う法人監査と一体的に実施するなど、必要な連携を行う。



## 第4 指導検査関連ホームページ

### 1 練馬区ホームページ

指導検査担当課のページです。社会福祉法人係、障害福祉サービス検査係、保育サービス検査係、介護サービス検査係の指導検査の概要、集団指導配布資料、各種様式等を掲載しています。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/chiiikifukushi/fukusi-service/index.html>

### 2 東京都福祉保健局ホームページ

#### (1) 指導検査基準、指導検査報告書

社会福祉法人の施設サービス検査を行っている東京都福祉保健局のホームページです。指導検査基準や指導検査報告書が掲載されています。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/shidoukensa/index.html>

#### (2) 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

東京都福祉保健局が実施している指導検査の結果が掲載されています。

<http://www2.fukushihoken.metro.tokyo.jp/houjin/shisetsu.htm>

#### (3) 東京都障害者サービス情報

東京都に申請し指定を受けた事業所を検索することができるほか、指定申請や変更届、各種様式等が掲載されています。

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

### 3 とうきょう福祉ナビゲーション

東京の福祉に関する総合情報サイトです。福祉関連の最新情報が掲載されており、各区市の福祉事業所が検索できるほか、福祉サービス第三者評価の結果がご覧いただけます。

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/index.html>

練馬区指導検査報告書 【令和元年度（2019年度）】

令和2年（2020年）6月発行

編 集 練馬区福祉部指導検査担当課  
社会福祉法人係（03-5984-1318）  
障害福祉サービス検査係（03-5984-1672）  
保育サービス検査係（03-5984-1615）  
〒176 - 8501 練馬区豊玉北6 - 12 - 1